

リバースオークションによる契約に関する取扱要領

平成30年4月1日
副学長（財務担当）決定

（趣旨）

第1条 この要領は、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）契約事務取扱規則（以下「契約規則」という。）第23条の3に規定するリバースオークションによる契約に関し、対象となる契約その他必要な事項を定める。

（定義）

第2条 リバースオークションとは、学園がホームページ及びインターネットを利用して、競争参加者等間の競り下げによる価格競争を行い、契約相手方を決定する方式をいう。

（対象）

第3条 リバースオークションは、工事又は製造、物品の購入、その他役務の契約であって、経費抑制等の理由によりリバースオークションによる契約を実施することが適当であると契約担当セクションのリーダーが認めるものを対象とする。

（リバースオークション参加者の要件）

第4条 リバースオークション参加者は、一般競争（指名競争）参加全省庁統一資格を有するとともに、契約規則第2条から第4条までの規定で定める者とする。

（リバースオークション参加者の登録）

第5条 リバースオークション参加者の登録は、以下のよう定める。

- （1）リバースオークション参加希望者は、事前に登録申請をするものとする。
- （2）登録申請の登録要件を確認の上、要件を満たした者にはID及びパスワードを付与する。

（リバースオークションの実施）

第6条 リバースオークションの実施方法は、以下のとおりとする。

- （1）調達案件、入札単位、開始価格、入力単位、開催日時、開催時間等を学園のホームページなどで公表する。
- （2）入札参加者は、開催時間（期間）中であれば、繰り返し価格を提示することができる。
- （3）目標価格に達しない場合は、開催時間（期間）を延長することがある。

(4) 開催時間終了時に最低価格で入札した者を落札者として決定する。

(結果の公表)

第7条 リバースオークション実施後、契約価格、落札者等を学園ホームページで公表する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。